

公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が、定款第39条第2項及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針に従い、個人情報等（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であつて、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）並びに個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であつて、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。
- (3) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2号の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (4) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。
- (6) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合で、目次、索引その他検索を容易とする機能を有するもの
- (7) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (8) 「保有個人データ」とは、センターが開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長あるいは誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (9) 「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。
- (10) 「役職員」とは、センターに所属する評議員、理事、監事及びセンターの業務に従事する職員すべて（雇用関係のある職員だけでなく、出向職員、派遣職員等を含む。）をいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、個人情報保護に関する法令等を遵守し、実施するすべての事業において個人情報の保護に努める。

(利用目的及び収集の制限等)

第4条 センターは、個人情報を取り扱うに当たっては、別紙1のとおり、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を明確にするとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならない。

- 2 センターは、個人情報を収集するときは適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 センターは、法令の規定に基づくとき、又は正当な事務もしくは事業の実施のために特に必要があると認めるとき以外は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。
- 4 センターは、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の

いずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、健康、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき
- (5) 出版、報道その他これらに類する行為により、公にされたものから収集するとき

5 センターは、前項第3号又は第4号の規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

6 センターは、法令の規定に基づくとき、又は正当な事務もしくは事業の実施のために特に必要があると認めるとき以外は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 センターは、個人情報を収集したときの利用目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、健康、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 特定個人情報の提供について、番号法第19条各号に該当すると認められるとき

2 センターは、前項第3号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(安全性、正確性等の確保措置)

第6条 センターは、その取り扱う個人データの漏えい、外部からの不正アクセス、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(安全管理体制)

第7条 センターに個人情報管理責任者を置き、事務局長を充てるものとする。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人データの情報漏えい、外部からの不正アクセス、滅失又はき損の防止に努めなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人データを取り扱う役職員に対する必要かつ適切な指導又は監督を行わなければならない。

(役職員の義務)

第8条 センターの役職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告及び対策)

第9条 役職員は、個人データの情報漏えい、外部からの不正アクセス、滅失又はき損の事実あるいはそのおそれがあると認めた場合には、速やかに個人情報管理責任者に報告しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、直ちにその事実関係を調査し、個人データの漏えい等を確認した場合には、理事長、影響を受ける可能性のある本人並びに関係機関に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、理事長及び関係機関と協議等を行い、当該個人データの漏えい等に必要なる対応策を講じるとともに、再発防止に取り組まなければならない。

(取扱い等の委託)

第10条 センターは、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部をセンター以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(廃棄)

第11条 センターは、利用目的に照らし利用又は保存する必要がなくなった個人情報について、速やかに確実な方法で廃棄しなければならない。

(自己情報の開示)

第12条 センターは、保有個人データについて本人から開示の申出（以下「開示の申出」という。）があったときは、本人であることを確認の上、遅滞なく、開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する個人情報について当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 センターは、前項の規定による開示の申出に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの訂正等)

第13条 センターは、保有個人データの内容について、本人から訂正、追加又は削除の申出を受けた場合には、本人であることを確認のうえ遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 センターは、前項の規定による訂正等の申出に係る保有個人データの全部又は一部について訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第14条 センターは、本人から保有個人データが第4条の規定に違反して収集されたものである又は第5条の規定に違反して取り扱われているとの理由により、その利用停止又は消去の申出を受けた場合には、本人であることを確認のうえ遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

2 センターは、前項の規定による利用停止等の申出に係る保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（利用停止等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(苦情又は相談の処理)

第15条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努める。

(委任)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター特定個人情報事務取扱規程の廃止)

2 公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター特定個人情報事務取扱規程（平成28年2月10日施行、平成28年1月1日適用）は、廃止する。

附 則

この規程は、加入対象の拡大に係る定款の変更について公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に定める行政庁の変更の認定を受けた日から施行する。

(令和2年9月30日施行)

個人情報の利用目的

1 センターは、次に掲げるセンターが実施する事業に、特定個人情報を除く個人情報を利用する。

- (1) 中小企業等の勤労者の在職中の生活の安定に係る事業
- (2) 中小企業等の勤労者の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業等の勤労者の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業等の勤労者の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業等の勤労者の財産形成に係る事業
- (6) ファミリーサポートセンターに係る事業
- (7) 高知市勤労者交流館の管理運営に係る事業
- (8) 高知市勤労者交流館内の喫茶店の運営に係る収益事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 センターは、次に掲げる個人番号関係事務及びその範囲において、特定個人情報を利用する。

(個人番号関係事務)

役職員（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	雇用保険届出事務
	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	健康保険・厚生年金保険届出事務
役職員の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第三号被保険者の届出事務
役職員以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務
	不動産の使用料等の支払調書作成事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

- (1) 役職員及びその配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- (2) 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- (3) 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届、その他の法定調書等及びこれらの控え